

新制度保育所保育料(案)

(認可保育所および認定こども園の2号3号認定者)

※ 年齢は4月1日現在のものが適用されます。

階層区分	定義		町区分	3歳未満児国基準		3歳未満児		3歳以上国基準		3歳以上児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障害者の世帯等	B1	9,000	9,000	0	0	6,000	6,000	0	0
		その他の世帯	B2			9,000	8,800			6,000	5,800
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯		C1	19,500	19,300	13,000	12,700	16,500	16,300	9,500	9,300
		20,000円未満	C2			14,800	14,500			11,400	11,200
		20,000円以上 48,600円未満	C3			16,800	16,500			13,300	13,000
第4	市町村民税所得割	48,600円以上 65,000円未満	D1	30,000	29,600	19,900	19,500	27,000	26,600	16,500	16,200
		65,000円以上 80,000円未満	D2			25,700	25,200			22,800	22,400
		80,000円以上 97,000円未満	D3			30,000	29,400			27,000	26,500
第5	市町村民税所得割	97,000円以上 133,000円未満	D4	44,500	43,900	34,000	33,400	41,500	40,900	31,600	31,000
		133,000円以上 169,000円未満	D5			37,000	36,300			34,000	33,400
第6	市町村民税所得割	169,000円以上 235,000円未満	D6	61,000	60,100	40,000	39,300	58,000	57,100	36,400	35,700
		235,000円以上 301,000円未満	D7			41,000	40,300			37,600	36,900
第7	市町村民税所得割	301,000円以上 397,000円未満	D8	80,000	78,800	42,000	41,200	77,000	75,800	39,600	38,900
第8	市町村民税所得割	397,000円以上	D9	104,000	102,400	44,000	43,200	101,000	99,400	41,600	40,800

※保育料は保護者等の住民税課税情報をもとに決定されます。

4月～8月分	9月～3月分
平成27年度住民税	平成28年度住民税

※2人以上の児童が入所している場合、2人目(弟、妹)の保育料はこの表の金額の4分の1となります。3人目以降は無料です。(1人目の児童が幼稚園等の場合も同様)